

富山県衛生研究所共同研究規程

(趣 旨)

第1条 この規程は、富山県衛生研究所（以下「研究所」という。）が富山県以外の者と共同して行う研究（以下「共同研究」という。）の実施について必要な事項を定めるものとする。

(申 請)

第2条 研究所の長（以下「所長」という。）は研究所と共同研究を行おうとする者に、共同研究申請書（様式第1号）を提出させるものとする。

(共同研究契約)

第3条 知事は、前条の共同研究申請書に係る研究を行うことが適当であると認めるときは、当該申請者と共同研究に関する契約（以下「共同研究契約」という。）を締結するものとする。

2 共同研究契約書には、次の事項を記載しなければならない。

- (1) 共同研究課題
- (2) 共同研究の目的
- (3) 共同研究の内容
- (4) 共同研究の実施場所
- (5) 共同研究の実施期間
- (6) 共同研究の管理及び分担
- (7) 共同研究に参加する研究員の職・氏名
- (8) 共同研究に要する費用の分担
- (9) 次条から第11条までに規定する事項のうち必要な事項
- (10) その他共同研究を行うために必要な事項

(研究員の受入)

第4条 所長は、共同研究を実施するため、研究所と共同研究を行う者（以下「共同研究者」という。）の組織に属する研究員を研究所に受け入れることができる。

2 前項の規定により受け入れる共同研究者の組織に属する研究員の取扱いは、別に定める富山県衛生研究所共同研究員受入規程によるものとする。

(研究費の納入)

第5条 共同研究者は、共同研究契約締結後、遅滞なく共同研究契約に定める共同研究者の負担に係る研究費の概算額を県に納入しなければならない。

(研究の管理)

第6条 所長は、共同研究を一体的に管理し、共同研究の効果的推進を図るものとする。

(共同研究の中止)

第7条 知事は、研究所の業務に支障があるとき、又は天災その他やむを得ない事由により、共同研究を継続することが困難となったときは、当該共同研究を中止することができる。

2 知事は、前項の規定により共同研究を中止したときは、遅滞なく共同研究者にその旨通知するものとする。

(研究結果の報告)

第8条 知事は、共同研究を終了し、又は中止したときは、遅滞なく共同研究結果を集約し、共同研究者に通知するものとする。

(研究結果の公表等)

第9条 共同研究期間中において研究内容及び研究から得た知見を第三者に知らせるときは、共同研究契約で別段の定めをした場合を除き、あらかじめ互いに相手方の同意を得るものとする。

2 所長は、共同研究契約で別段の定めをした場合を除き、共同研究の実施期間終了後研究成果を公表するものとする。

(研究費の精算)

第10条 知事は、共同研究を終了し、又は中止したときは、遅滞なく第5条の規定により納入された研究費の精算をするものとする。

(特許出願)

第11条 知事は、研究所の研究員と共同研究者の研究員が共同研究の結果共同で行った発明について特許出願するときは、共同研究者と共同で出願（以下「共同出願」という。）するものとする。ただし、県が共同研究者から特許を受ける権利を継承した場合は、この限りでない。

2 知事は、前項の規定により共同出願するときは、共同研究者と共同出願契約を締結するものとする。

3 共同研究の結果、研究所の研究員又は共同研究者の研究員が独自に行った発明について県又は共同研究者が特許出願するときは、あらかじめ相手方の同意を得るものとする。

(優先実施権等)

第12条 知事は、前条第1項の規定により、共同出願した発明（特許出願中のもの及び特許権の設定登録したものをいう。以下「共有発明」という。）を共同研究者又は県と共同研究者が協議して指定した者に限り、共同研究終了の日から5年を超えない範囲内において優先的に実施させることができる。

2 知事は、公益上必要と認めるときは、前項の期間中であっても、共有発明を県の指定した者に実施させることができる。

3 知事は、前条第1項ただし書又は同条第3項の規定により県単独で出願した発明（特許出願中のもの及び特許権の設定登録したものをいう。）を共同研究者及び県の指定する者に実施させることができる。

(実施料)

第13条 知事は、前条第1項及び第2項の規定により共同発明の実施を許諾するときは、発明に係る権利の県の持分に応じ、別に実施契約で定める実施料を徴収するものとする。

2 知事は、前条第3項の規定により、県単独出願に係る発明の実施を許諾するときは、別に実施契約で定める実施料を徴収するものとする。

(準用)

第14条 第11条から前条までの規定は、考案及び意匠の創作について準用する。

(協議)

第15条 知事は、この規程に定めのない事項について共同研究者と協議して定めることができる。

附 則

この規程は、昭和63年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和6年12月10日から施行する。